

一般社団法人 全麵協 そば段位認定制度規程

はじめに

一般社団法人全麵協（以下「全麵協」という。）ではそば打ち段位認定制度の開始当初より、「段位」は「そば道」を歩む道しるべであると位置付け、アマチュアそば打ち愛好者を対象に「素人そば打ち段位認定制度」の名のもとに基幹事業として実施してきた。この度、名称を「そば道段位認定制度」に変更するとともに分散していた関係諸規程を統合する。

第1章 総則

第1条 目的

この規程は全麵協が実施する、そば道段位認定制度(以下「段位認定制度」という。)に関し、円滑かつ公正・公平に運営するための必要事項について定めることを目的とする。

第2条 段位認定制度の趣旨及び目標

全麵協定款に定める目的を遂行するため、段位認定制度を制定し、「そば打ち技能の習熟度」「そばの普及活動による地域振興の貢献度」「そばに対する取組み姿勢や態度」「そばに関する知識の習得度」等を審査するそば道段位認定会(以下「段位認定会」という。)を開催して認定者に段位を付与する。

第3条 段位認定制度に関わる部局と任務

段位認定制度に関わる部局として全麵協定款第38条に基づき「段位認定部」「指導普及部」を置き、部長は全麵協理事長（以下「理事長」という。）の指名により理事をもってあてる。各部の任務は以下に定める通りとする。

なお、各部を補完する組織として、第23条に規定するものの他、各支部に担当者を置くものとする。

1 段位認定部

- (1) 段位認定会における合格者に対する段位の付与業務
- (2) 「そば道理念」の設定と普及推進
- (3) 段位認定登録者の管理
- (4) 段位認定会の技能審査、書類審査等のあり方及び審査方法の検討
- (5) 段位認定会開催の審査等
 - ア 段位認定会開催会員の指定
 - イ 段位認定会開催の指導及び支援
 - ウ 段位認定会開催時の段位認定審査員（以下「審査員」という。）及び審査員長の選任
 - エ 段位認定会開催結果の確認
- (6) 審査員の選考及び認定手続
 - ア 特任審査員の推挙
 - イ 全国審査員の推挙
 - ウ 地方審査員任用講習会の実施
 - エ 地方審査員認定申請者に対する書類審査及び審査能力の判定と審査員選考委員会への推挙
 - オ 各審査員台帳の管理
 - カ 各審査員の更新手続の実施
- (7) 審査員の審査能力向上対策の実施
 - ア 特任審査員、全国審査員会議の開催
 - イ 各支部と共同した地方審査員技術研修会の実施及び指導
 - ウ 段位認定会における審査結果の分析及び指導

(8) 段位認定会の実施及び開催指導

- ア 初段位、二段位、三段位認定会の開催指導
- イ 四段位、五段位認定講習会の実施
- ウ 四段位認定会事前審査（小論文、取得単位）の実施
- エ 四段位認定会技能審査会の開催支援及び指導
- オ 五段位認定会一次審査及び筆記試験の実施
- カ 五段位認定会本審査の実施
- キ 六段位（蕎士）、七段位（範士）、八段位（大範士）選考会の実施

(9) 段位認定制度規程等の検討及び改廃手続

(10) その他段位認定制度の運営全般に関する事項

2 指導普及部

(1) そば打ち技術の普及

- ア 全麵協認証そば打ち道場(以下「認証道場」という。)の開設承認
- イ 認証道場への指導員の派遣
- ウ 段位認定受験希望者に対するそば打ち技術指導
- エ 各支部指導員と連携して段位認定者のそば打ち技術の向上指導オ 段位認定空白地域における新規段位認定者の開拓
- カ 全麵協研修センターを活用した全麵協本部主催そば打ち技術講習会の開催

(2) 各種指導員の運用

- ア 指導員の指導要領及び指導力向上研修会並びに会議の開催
- イ 認証道場の効果的運用の指導支援
- ウ 指導員による新規段位認定受験希望者への普及活動の実施
- エ そば博覧会等におけるそば打ち体験教室の実施

(3) 郷土そば打ち技術の保存及び継承

- ア 郷土そば打ち技術の映像保存
- イ 郷土そば打ち技術の研究と継承

第4条 アマチュアリズムとしてのそば道

- 1 段位認定制度における段位認定者は「そばを職業としていない者」とするが、次の各号に定める事項はアマチュアと判断するものとする。
 - (1) 前条 に定める認証道場でそばに関する知識・技術の指導を行い相応の手当等の支給を受ける。
 - (2) 全麵協本部が開催するそば博覧会のそば打ち体験教室等でそばに関する知識、技術を指導し相応の手当等の支給を受ける。
 - (3) 正会員団体及び地方公共団体又はこれに準ずる団体の施設（道の駅、公民館等）においてそば打ち体験教室等を開催し、そばに関する知識・技術の普及に努め、相応の手当等の支給を受ける。
- 2 前項に関わらず、段位認定制度のアマチュアリズムの判断で疑義が生じたときは、段位認定部において検討し判断するものとする。ただし、重要な事案については理事会に報告するものとする。

第2章 段位認定

第5条 段位認定会

1 段位認定会

段位認定制度による段位は、原則として全麵協正会員が全麵協本部の承認を受けて開催した次に定める段位認定会における審査により認定するものとする。

- (1) 段位認定会の開催は原則として2日間以内とし、1日の受験者は1組12名で4組、最大4

8名までとする。ただし、1日間の場合は1組12名で5組、最大60名とすることができる。

なお、多数の応募者があり、3日間以上の段位認定会開催が必要と認められるときは、全麵協本部と協議するものとする。

(2) 全麵協正会員が段位認定会を開催するときは、開催日の3カ月前までに所属支部を通じて全麵協本部に様式第1号「段位認定会開催申請書兼後援申請書」並びに様式第2号「段位認定会審査員候補者名簿」を提出し、段位認定部の書類審査を経て理事長の承認を受けるものとする。同時に「段位認定会受験者事前報告書」を、直接、全麵協本部へ提出するものとする。

(3) 初段位、二段位、三段位認定会は、受験者が15名以上になるよう努めるものとする。ただし、高等学校等において段位認定会を開催する場合、または特別の事由のあるときはこの限りではないものとする。

(4) 段位認定会を開催した全麵協正会員は、段位認定会終了後20日以内に様式第3号「段位認定会開催結果報告書」、様式第4号「技能審査認定者報告書」、様式第5号「段位認定料明細報告書」により直接、全麵協本部に報告しなければならない。

(5) 段位認定会を開催する支部及び全麵協正会員、地方公共団体正会員は、段位認定部と協議して原則として全国的に統一した基準により、段位認定会が実施されるように努めなければならない。

2 認定会の種類

(1) 初段位、二段位認定会

初段位及び二段位は、全麵協正会員が開催する認定会において認定する。この段位認定会は、全

麵協正会員が原則として毎年度1回開催することができる。

なお、審査結果は、受験者に通知するものとする。

(2) 三段位認定会

三段位は、支部毎に全麵協正会員が開催する認定会において認定する。この段位認定会は、各支部内で原則として毎年度2回開催できるものとする。ただし、特別な事由があるときは段位認

定部と協議の上、この基準を超えて開催することができるものとする。なお、審査結果は、受験者に通知するものとする。

(3) 四段位認定会

ア 主催者等

四段位を認定する段位認定会は全麵協本部が主催し、開催主管は全麵協各支部とし、概ね年1回開催する。

イ 四段位認定会実行委員会(以下、実行委員会という。)の編成

開催主管は実行委員会を編成し、概ね1年前に開催日時、場所を選定して、全麵協本部に申請するものとする。全麵協本部は当該段位認定会が適正・公平に実行されるように、開催主管と企画、予算、実行体制等について緊密な連携をとるものとする。

ウ 受験者の割り振り

全麵協本部は本規程第5条第1項第2号の申請に基づき、四段位認定会を受験する希望者を掌握し、事前審査を経て受験者を原則として居住地内の支部に割り振り、その人数に応じて開催期日を決定するものとする。

エ 事前審査

(ア) 事前審査の小論文等の出題及び採点は、本部事務局が行う。

(イ) 活動状況については、別に定める「ZEN 麵ライセンス規約」による単位取得得点を採点するものとする。

オ 技能審査

(ア) 四段位認定会の技能審査は、前項に定める事前審査に合格しなければ受験することができない。

(イ) 四段位認定会の最終合否は、技能審査の審査員で構成する審査員会議において事前審査の結果と併せて決定するものとする。

(ウ) 審査結果は、受験者に通知するものとする。

(4) 五段位認定会

ア 主催者等

五段位は、全麺協本部が主催する認定会において認定する。開催は概ね年1回とする。

イ 一次審査

(ア) 一次審査で提出された活動状況及び小論文の課題等の出題と採点は、本部事務局が行う

(イ) 活動状況については、「ZEN 麺ライセンス規約」による単位取得得点を採点するものとする。

ウ 筆記試験

(ア) 筆記試験は全麺協本部が実施し、その出題と採点業務は本部事務局が行うものとする。その場合できる限りそばに関する専門家の助言を得て参考とするものとする。

(イ) 筆記試験は、次に定める4科目について実施するものとする。

① 全麺協・段位認定制度の概要

② ソバの品種・栽培

③ ソバの栄養・健康

④ そばの歴史・文化

(ウ) 筆記試験は意見発表審査並びに技能審査（以下「本審査」という。）の前に受験し、筆記試験に合格しなければ本審査を受験することはできないものとする。

エ 本審査会実行委員会の編成

(ア) 五段位認定会本審査会を開催するのは、全麺協本部が指定する支部とする。

(イ) 本審査会の開催指定を受けた支部は、当該本審査実行委員会を編成するものとする。

オ 本審査会（意見発表審査）

(ア) 意見発表審査は本規程第18条に規定する審査員が課題を提示し、その課題に対する意見発表について審査採点する。

(イ) 採点項目と配点は、課題の理解度 30、リーダーシップ 20、発表内容 10、積極性 10、そばによる地域貢献度 20、総合評価 10 の合計 100 点とし、真に五段位認定者としてふさわしい

人物かどうかを重点に審査採点する。

(ウ) 意見発表審査の審査結果は、受験者に通知しないものとする。

カ 本審査会（技能審査）

(ア) 技能審査は技能審査チェック項目、技能審査チェック項目の補足説明等に基づき、五段位認

定者にふさわしい技量を持っているか否かについて厳格に審査するものとする。

(イ) 技能審査結果は、受験者に通知するものとする。

キ 最終合否判定

審査結果の最終合否判定は、一次審査、筆記試験、意見発表審査、技能審査の各審査員代表者（各審査員長）並びに理事長が指名する全麺協役員及び専務理事並びに段位認定部長で編成する「五段位認定会合否判定会議」により総合的に判定し、理事長が決定するものとする。

(5) 六段位（蕎土）、七段位（範土）、八段位（大範土）（以下、上位段という）認定選考会

ア 上位段選考委員会

全麵協本部に理事長が指名する全麵協役員及び、理事長が委嘱する外部有識者等で構成する
上

段選考委員会を置く

イ 上位段は、上位段選考委員会における選考結果の答申を受けて理事長が決定し、認定する。

(ア) 六段位(蕎士)の審査及び認定

六段位(蕎士)に認定を希望する者又は推薦を受け受験する者に対しては、上位段選考委員会が本規程第7条第5号の受験資格、これまでの活動状況、そばに関わる実績書類の提出を受けて詳細に精査したうえ、本審査(面接審査及び技能の型、所作の品格等の審査)を実施し、適任と認める者を理事長に答申して理事長が認定する。

(イ) 七段位(範士)の認定

七段位(範士)の認定を希望する者又は推薦を受けて受験する者に対しては、上位段選考委員
員
会が本規程第7条第5号の受験資格について、これまでの活動状況、そばに関する実績書類の提出を受けて選考委員会が詳細に精査したうえ、面接審査を行い適任であると認められる者の中から、真に人格高潔で全麵協のリーダーとしての識見を有する者を理事長に答申し理事長が認定する。理事長は、本規程により七段位に認定した者がいるときは、次年度の全麵協総会に報告するものとする。

(ウ) 八段位(大範士)の認定

八段位(大範士)の認定を希望する者又は推薦を受けて受験する者に対しては、上位段選考委員会が本規程第7条第5号の受験資格、これまでの活動状況、そばに関わる実績書類の提出を受けて選考委員会が詳細に精査したうえ、面接審査で適任と認められる者で、人望も厚く社会的にも最高度に信頼が得られる人物を理事会に答申し、理事会の推挙に基づき理事長が認定するものとする。理事長は本規定により八段位に認定した者がいるときは、次年度の全麵協総会において報告するものとする。

第6条 段位認定会開催主催者の責務

- 1 開催主催者は段位認定部及び各支部並びに選任した審査員と連携して、公平・公正かつ公明な段位認定会の開催及び審査が行われるよう努めなければならない。
- 2 開催主催者は個別の審査結果を受験者に交付し、審査結果を明らかにしなければならない。ただし、五段位意見発表審査並びに六段位面接審査、技能審査及び七、八段位面接審査の結果は除く。
- 3 開催主催者は、受験者の個人情報や審査結果の得点などを他に漏らしたり、他に利用したりしてはならない。
- 4 開催主催者は、段位認定部が各支部と連携して開催する地方審査員審査技術研修会等にも積極的に参加するとともに、段位認定部が作成した「全麵協そば道段位認定会支援システム」等を参照し、公平・公正かつ公明で円滑な段位認定会が開催できるように努めなければならない。

第3章 受験資格

第7条 段位認定会の受験資格

1 段位別受験資格

(1) 初段位

初段位認定会は、何人でも受験することができる。ただし、段位認定者は地域におけるそばの活動等を行う指導者としての役割が求められていることから、最小対象年齢を原則として「13歳」とする。

(2) 二段位及び三段位

二段位及び三段位の段位認定会を受験する者は、前段位認定後 1 年度以上経過している者で、全麵協定款に基づき会費納入規程に定める個人会員として年間の納入基準額 2,000 円を、正会員団体に所属していない者は会費納入規程第 2 条第 3 項に定める特別個人会員としての納入基準額 5,000 円を納付していなければならない。

ただし、二段位受験で高校生以下の学生は、全麵協正会員団体に所属しておらず納入基準額 2,000 円を納入していない者又は特別個人会員としての納入基準額 5,000 円を納入していない者であっても受験することができるものとする。

(3) 四段位

ア 四段位の段位認定会を受験する者は、三段位に認定後 2 年度以上経過し、個人会員として年間の納入基準額 2,000 円を納付していなければならない。

イ 四段位受験者は四段位認定講習会の受講を修了し、所属する全麵協正会員代表者の承認印を受けなければ事前審査を受験することができない。

ウ 四段位認定会の事前審査受験資格があり、受験の申込み希望を提出し、事前審査関係の書類を受領した時は事前審査を受験したものとし、正当な理由なくその回答をしなかった場合は事前審査を不合格とする。

(4) 五段位

ア 五段位の段位認定会を受験する者は、四段位に認定後 2 年度以上経過し、個人会員として年間の納入基準額 2,000 円を納付していなければならない。

イ 五段位認定会の受験を希望する者は、一次審査を受験しなければならない。一次審査の受験者は全麵協正会員代表者の推薦を受け、これまでのそばに関する活動状況を証明する単位取得状況及び全麵協本部から出題された小論文を提出しなければならない。

ウ 一次審査の受験を希望する者は、一次審査関係の書類を受領した時点で一次審査を受験したものとし、正当な理由なく小論文等の書類を提出しなかった場合は一次審査を不合格とする。

エ 筆記試験は意見発表審査、技能審査(以下「本審査」という。)の前に受験し、筆記試験全科目

に合格しなければ、本審査を受験することができないものとする。

(5) 六段位以上の上位段

上位段の認定を希望して自らが受験を申請する者(以下「自己申請」という。)又は上位段認定を推薦されて受験を申請する者(以下「推薦申請」という。)の受験資格等は次表のとおりとする。

段 位	受験者区分	受験資格要件	受験資格年数	推薦者及び人数
六段位	自己申請	1 そばに関する豊富な知識を有しそばの普及、継承活動を積極的に推進していること	五段位に認定後、満 5 年以上経過	全麵協役員 2 名以上
	推薦申請			
七段位	自己申請	2 高度なそば打ち技術を有し、その指導力が優れていること	六段位に認定後、満 1 年以上経過	全麵協役員 3 名以上
	推薦申請			
八段位	自己申請	3 全麵協事業に積極的に参画し、組織運営に多大な貢献をしていること	七段位に認定後、満 1 年以上経過	全麵協理事会の推薦
	推薦申請			

2 受験資格期日の算定基準

受験資格の経過年数は、段位認定会の実施年度を基準とする。この年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 年度として算定するものとする。

3 認定講習会の受講

(1) 四段位及び五段位の段位認定会を受験する者は、そばに関する高度な知識を習得するとともに、全国各地のそば仲間との普及活動や貢献活動等についての情報交換を行い、地域の指導者として

の見識を高めるため、全麵協本部が実施する四段位又は五段位認定講習会を受講修了しなければならない。

- (2) 前項の認定講習会を受講修了した者は、四、五段位認定会の受験機会が3回与えられる。この回数を超えて事前審査、一次審査、筆記試験及び技能審査に合格しなかった場合は、再度認定講習会を受講修了しなければならない。

4 再受験までの期間

四段位以下の段位認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、そのために再受験までの期間を次の通り設定する。この期間に満たない場合は段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初段位	2カ月以上
二段位	6カ月以上
三段位	1年度以上
四段位以上	1年度以上

第4章 段位認定会実施要領

第8条 段位認定審査実施要領

- 1 段位認定審査は初段位から三段位までは技能審査を、四段位は事前審査及び技能審査を、五段位は一次審査、筆記試験、本審査(意見発表・技能審査)を行う。

(1) 技能審査

技能審査は、水回し・こね、のし、切りの3工程と事前準備、衛生、片付け、総評(態度・活動歴ど)について、本規程第9条に定める段位認定技能審査基準及び別表に定める「技能審査チェック項目」「同補足説明」等により審査する。

ア 技能審査で使用する材料

- (ア) 認定会で使用するそば粉等については、開催主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。粉の重量は、本規程第9条の審査基準で段位ごとに定める。

- (イ) 全国認定会で使用するそば粉及び小麦粉(つなぎ粉)は、段位認定部が指定した者が試し打ちを実施した上で選定し、各技能審査会場でほぼ同一のそば粉(つなぎ粉)を使用するものとする。

イ 技能審査で使用する道具

- (ア) 技能審査は手打ちによって製麺するものとするが、使用できる道具類は地域性を考慮して判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助する道具類の使用は認めない。

- (イ) 段位認定会審査時に使用する用具類は、開催主催者が準備するものとするが、包丁、切り板、こま板、麺棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。

- ① 木鉢は、地域認定会では外径約48cm又は54cmとするが、主催者が外径約48cmの木鉢を準備できない場合は、受験者の持ち込みも認めるものとする。支部認定会及び全国認定会では全麵協が指定した外径約54cmとする。

- ② ふるいは、全麵協が指定した網目40目又は32メッシュで外径約24cmとする。

ウ 技能審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があってから終了の合図があるまで40分間(六段位は50分間)とする。

なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間は、この時間内に含まれない。

エ のし厚、切り幅

のし厚、切り幅は、概ね 1.5mm から 2.0mm を基準とし、地域の特徴を考慮するものとする。「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、本規程第 9 条の審査基準により段位ごとに判定する。

オ 姿勢

技能審査におけるそば打ちの姿勢は、地域の特徴を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度の品性について判定する。

カ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、服装の品位、清潔感等について審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する。

(2) 四段位事前審査・技能審査

ア 四段位認定会における事前審査は、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麵協本部から出題された小論文について精査し判定する。

イ 四段位認定会事前審査の結果は、技能審査の結果と併せて最終的に判定するものとする。

(3) 五段位一次審査・筆記試験審査・本審査

ア 五段位認定会における一次審査は、これまでのそばに関する活動を証明する単位取得状況、全麵協本部から出題された小論文について精査し判定するものとする。

イ 五段位認定会における筆記試験審査・本審査は、そばの栽培、品種、栄養、健康、そばの歴史、文化、全麵協並びに段位認定制度の理解度等そばについての幅広い知識を審査するほか、そば普及の貢献度や活動状況について精査し、さらに意見発表審査等によって人物評価を行うなど総合的に判定するものとする。

ウ 一次審査・筆記試験の結果は、本審査の結果と併せて最終的に判定するものとする。

(4) 六段位以上の審査

六段位以上の上位段の選考は本規程第 9 条の規定によるもののほかは、上位段選考委員会の判断によるものとする。

第 9 条 段位認定技能審査基準

1 初段位

- (1) そば粉の量は、700 g (そば粉 500 g、つなぎ粉 200 g) とする。
- (2) そばの切揃え率が 60% 以上である。
- (3) そばを持上げても 20 cm 位につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が堂々として落着いている。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれが少なく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末が正確にできている。

2 二段位

- (1) そば粉の量は、1000 g (そば粉 800 g、つなぎ粉 200 g) とする。
- (2) そばの切揃え率が 70% 以上である。
- (3) そばを持上げても 23 cm 位につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が堂々として落着いている。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れ方も少ない。また、道具の始末が正確にできている。

3 三段位

- (1) そば粉の量は、1500 g (そば粉 1200 g、つなぎ粉 300 g) とする。ただし、年齢が 70 歳以上で本人が希望する場合は、1200 g (そば粉 1000 g、つなぎ粉 200 g) とすることができる。

- (2) そばの切揃え率が90%以上である。
- (3) そばを持上げても25 cm位につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落着いている。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

4 四段位

- (1) そば粉の量は、1500 g(そば粉1400 g、つなぎ粉100 g)とする。ただし、年齢が70 歳以上で本人が希望する場合は、1200 g(そば粉1100 g、つなぎ粉100 g)とすることができる。
- (2) そばの切揃え率が95%以上である。
- (3) そばを持上げても25 cm以上につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落着きがあり、品格がある。周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

5 五段位

- (1) そば粉の量は、1500 g(そば粉1500 g、つなぎ粉なし)とする。ただし、年齢70 歳以上で本人が希望する場合は、1200 g(そば粉1200 g、つなぎ粉なし)とすることができる。
- (2) そばの切揃え率が95%以上である。
- (3) そばを持上げても25 cm以上につながっている。
- (4) そばを打つ姿勢が非常に堂々として落着きがあり、風格がある。
- (5) 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。また、道具の始末が完璧にできている。

6 六段位(蕎土)

- (1) そば粉の量は、1200 g(そば粉1000 g、つなぎ粉200 g)とする。
- (2) そば打ちの型に無駄がなく理にかなっている。
- (3) そばを打つ姿勢に威厳がある。

第10条 受験料と認定料

1 受験料

段位認定会の受験者は技能審査受験申込のときに、次の受験料を開催主催者に納入しなければならない。ただし、四段位認定会・事前審査受験者は当該審査受験申込時に2,000円、五段位認定会・一次審査受験者は、当該審査申込時に3,000円、筆記試験受験者は当該受験申込時に5,000円の受験料を全麺協本部に納入しなければならない。

段 位	受験料	全麺協正会員団体に所属していない者及び正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備 考
初段位	6,000 円	7,000 円	学生(13 歳以上)
	4,000 円	4,000 円	
二段位	8,000 円		学生(13 歳以上)
	4,000 円	4,000 円	
三段位	10,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		
六段位	50,000 円		
七段位	50,000 円		
八段位	50,000 円		

※ 学生とは、高校生以下とする。

※ 初段位受験料は特例として、令和7年3月31日までは、3,000 円とする。

2 認定料

段位認定会において段位を認定された者は、次の認定料を全廻協本部に納入しなければならない。

段 位	認定料	全廻協正会員団体に所属していない者及び正会員団体に所属していても納入基準額を納付していない者	備 考
初段位	5,000 円	8,000 円	
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
二段位	6,000 円		
	4,000 円	4,000 円	学生(13 歳以上)
三段位	12,000 円		
四段位	20,000 円		
五段位	30,000 円		
六段位	100,000 円		
七段位	100,000 円		
八段位	200,000 円		

3 返金

受験料及び認定料は返金しないものとする。ただし、主催者側の都合で中止した場合は、受験料を返金するものとする。

第11条 段位認定登録者等の管理

- 1 全廻協本部は第5条の規定により、開催主催者から段位認定者の報告を受理した時は、「段位認定登録者名簿」に登載して管理するものとする。
- 2 開催主催者は段位認定会に応募した者、受験応募したが受験できなかった者、棄権した者、不合格になった者、失格した者を全廻協事務局に報告するものとする。全廻協本部事務局は報告を受理したときは、それぞれの名簿に登載して管理するものとする。
- 3 全廻協正会員は、所属する段位認定登録者の登録事項に変更を生じたときは、速やかに様式第3号

「段位認定登録者の登録事項変更届」によって、全廻協本部事務局に報告しなければならない。段位認定登録者名簿の登録事項のうち、認定番号、氏名、住所(市区町村まで)、所属している団体名、認定年月日、認定会場については公開する。

第5章 段位認定審査員の任用

第12条 審査員選考委員会

- 1 段位認定会では公平、公正かつ信頼性の高い審査を行う必要があり、審査員には高度な審査技術が求められている。そのため、特任審査員並びに全国審査員及び地方審査員は真に適任者を選考し、委嘱又は任用する機関として段位認定審査員選考委員会（以下「審査員選考委員会」という。）を設置する。
- 2 審査員選考委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	専務理事
副委員長	段位認定部長

委員	指導普及部長
同	広報渉外部長
同	総務部長
同	支部長代表(理事1名)
同	全麵協事務局長
同	委員長が指名した者(2名)

第13条 段位認定審査員の選考手順並びに選考基準

1 審査員の選考手順、並びに選考基準は次のとおりとする。

(1) 特任審査員

段位認定部は以下の者の中から適任と認められる者を選定して、審査員選考委員会に推挙して理事会に諮って理事長が任用する。ただし、段位認定部が推挙するに当たっては、各支部の意見を聴取するものとする。

ア 全麵協顧問、相談役、参与として理事長から委嘱された者

イ 段位認定制度の発展に多大な功績があり、かつ、全麵協の運営に大きな貢献があつて、理事長より名誉師範、師範、師範代のいずれかの称号を授与され、段位認定制度の普及活動に全国レベルで大きく貢献できる者

ウ 六段位認定者で全国審査員として5年以上経過している者の中から、手打ちそばに関する幅広い知識を有し、豊富な経験と高度な技術を保有する者

エ 段位認定制度による段位認定会の審査員として、積極的に協力が得られる者

オ 特任審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行い、受験者等から信頼が得られる者。

カ 全麵協会費納入規程に定める個人として、納入基準額を納付している者。ただし、名誉師範、師範代、顧問、相談役、参与はこの限りではない。

キ 特任審査員として任用されてから3年が経過している者で、更新手続きを終了していること。

(2) 全国審査員

段位認定部は以下の者の中から適任であると認められる者を選定して、審査員選考委員会に推して理事会に諮って理事長が任用する。

ア 五段位認定者で認定後2年以上経過している者、かつ指導員一級または二級で手打ちそばに関して幅広い知識と高度な技術を保有している者

イ 段位認定制度についてその趣旨を良く理解し、かつ、その普及活動に支部内において積極的に貢献している者

ウ 段位認定制度による段位認定会の審査員として、無償でも積極的に参加できる者

エ 全国審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行い、誰からも信頼が得られ、敬意を払われる人格を有している者

オ 全麵協会費納入規程に定める個人として、納入基準額を納付している者

カ 全国審査員として任用されてから5年が経過している者は、更新手続きを終了していること。

(3) 地方審査員

以下の者の中から全麵協正会員代表者から推薦を受け、段位認定部において書類審査を実施し、適任であると認められる者を審査員選考委員会に推挙し、同委員会の承認を得て理事長が「地方審査員証」（電子的なものを含む）を交付して任用する。

ア 全麵協五段位に認定され、地方審査員任用講習会の受講を修了している者。（四段位及び三段位に認定され、既に地方審査員として任用されている者を含む）

イ 段位認定制度について、その趣旨を良く理解している者

ウ 段位認定制度による段位認定会の審査員として、無償でも積極的に参加できる者

- エ 地域におけるリーダーとして全麵協の各種事業等に積極的に貢献し、かつ、そばの普及活動等に真剣に取り組んでいる者
- カ 審査員として公平、公正かつ厳正な技能審査を行うことができる高潔な人格を有し、誰からも信頼されていること。
- キ 全麵協会費納入規程に定める個人として、納入基準額を納付していること。
- ク 地方審査員として任用されてから5年が経過している者は、更新手続きを終了していること。

第14条 段位認定会における審査員の選任

- 1 初段位、二段位、三段位認定会の審査員は、主催者団体から提示された「審査員候補者名簿」に基づき、段位認定部が選任するものとする。ただし、「審査員候補者名簿」は、あらかじめ各支部長と調整しているものとする。
- 2 四段位、五段位の技能審査の審査員は、全麵協本部が特任審査員、全国審査員の中から選任するものとする。
- 3 四段位事前審査員及び五段位筆記試験審査員並びに五段位意見発表審査員は、学識経験者、地域振興専門家、全麵協役員等の中から適任者を選任するものとする。
- 4 段位認定部は各支部と共同して地方審査員名簿を作成し、段位認定会における審査員として従事した状況を把握し、できる限り多くの地方審査員が審査を体験できるように配慮するものとする。
- 5 各支部は支部所属の審査員の審査実績を記録し、毎年度、段位認定部と共有するものとする。
また、支部認定会及び地域認定会においては開催主催者と連携し、審査員の審査機会に偏りがないうように働きかけるものとする。

第6章 段位認定審査員の責務、任務

第15条 段位認定審査員の責務

- 1 段位認定審査員は、全麵協の基幹事業である段位認定制度における段位認定会の審査員を務めているとの自覚を持ち、審査のときだけでなく日々の言動にも十分配慮しなければならない。
- 2 段位認定審査員は審査技能を向上させるため自己研鑽を怠らず、また、段位認定制度の普及と信頼性を高めるための活動を積極的行わなくてはならない。
- 3 段位認定審査員は全麵協本部及び各支部の行う各種行事、研修会等に積極的に参加して自己の審査能力の向上に努めなければならない。
- 4 審査員は、審査員を務めた時に知りえた受験者の個人情報や審査結果及び得点などを他に漏らしたり、利用してはならない。
- 5 段位認定審査員は審査上発生した課題、問題点及び段位認定制度の発展と普及についての提案を、全麵協本部事務局を通じて段位認定部に報告しなければならない。
- 6 地域認定会及び支部認定会における審査員長は、特任審査員、全国審査員又は段位認定部が適任であると認めた者から選任する。

第16条 各認定審査員の任務並びに任期

- 1 特任審査員
 - (1) 特任審査員は、すべての段位認定会の審査員及び三段位、四段位、五段位認定会の審査員長を務めることができる。
 - (2) 特任審査員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、原則として3期を限度とする。
 - (3) 前2項による任用又は更新手続きをするときは、任用又は更新手数料 30,000 円を全麵協本部に納入しなければならない。

なお、名誉師範・相談役は、この手数料を免除する。

2 全国審査員

- (1) 全国審査員は、五段位及び四段位認定会の審査員及び初段位、二段位、三段位認定会の審査員並びに審査員長を務めることができる。
- (2) 全国審査員の任期は5年とし、活動状況、適格性等について選考委員会において審査し更新するものとする。
- (3) 前2項による任用又は更新手続きをする時は、任用又は更新手数料 30,000 円を全廻協本部に納入しなければならない。
- (4) 全国審査員は全廻協本部が開催する全国審査員研修会に出席し、審査技術の向上に努めなければならない。

3 地方審査員

- (1) 地方審査員（五段位認定者）は初段位、二段位及び三段位認定会の審査員を務めることができる。すでに地方審査員に任用されている三段位認定者は初段位認定会の審査員、四段位認定者は初段位及び二段位認定会の審査員を務めることができる。
なお、審査は原則として所属支部内で開催される認定会に限るものとする。
- (2) 地方審査員の任期は5年間とし、再任用を希望する場合は、その時点で更新の手続きをしなければならない。
- (3) 前2項による任用又は更新手続きをするときは、任用又は更新手数料 10,000 円を全廻協本部に納入しなければならない。ただし、任用又は更新されない場合でも手数料は、返金しない。
- (4) 前号の更新手続きをする場合は、本規程第 20 条で定める地方審査員審査技術研修会の研修を5年間で3回以上の受講を修了し、再度、段位認定部における活動状況についての書類審査を受けるものとする。

第17条 段位認定会における審査員数

- 1 段位認定会の公平・公正を期するため、次の各号に定める複数の審査員による審査を行うものとする。
- 2 初段位、二段位、三段位認定会における審査員は原則として5名で、特任審査員、全国審査員及び地方審査員で構成するものとする。ただし、受験者の数、受験会場等の状況によって実施が困難な場合は、段位認定部と協議した人数の審査員とすることができるものとする。
- 3 四段位、五段位認定会における審査員は原則として5名で、特任審査員及び全国審査員で構成するものとする。

第18条 五段位本審査意見発表審査員及び上位段選考会審査員の委嘱

五段位本審査意見発表審査員及び上位段選考会審査員は、必要に応じて全廻協本部において学識経験者、地域振興専門家及び全廻協役員の中から適任者を選定し、理事長が委嘱する。

第19条 特任審査員・全国審査員会議

- 1 段位認定部は本規程第1条に規定する目的を達成するため、必要に応じて特任審査員・全国審査員合同会議又は個別の会議を開催するものとする。この会議は、地方審査員及び開催主催者並びに段位認定会受験者等から出された技能審査に関する疑問や質問に対して統一した見解を示すとともに、審査員相互の見解の相違やバラツキについて協議し、技能審査が公平・公正に行われるようにするために開催するものとする。
- 2 特任審査員・全国審査員合同会議又は個別の会議結果については、全廻協ホームページ等で速やかに公開し、地方審査員、開催主催者及び段位認定会受験者等に知らせ、審査の公平・公正を期す

ものとする。

第20条 地方審査員審査技術研修会

段位認定部は各支部と共同して年度内に1回、地方審査員任用講習会とは別に審査技術研修会を開催するものとする。この技術研修会は地方審査員として必要な知識と審査技術について研修を行うとともに、技能審査の模擬体験等を実施し地方審査員としての審査技術の向上を図るものとする。

第21条 認定審査員資格の取消

- 1 認定審査員が次の各号の一に該当するときは、認定審査員としての資格を取消すものとする。
この場合、認定審査員台帳の登載を抹消するとともに、交付された審査員認定証を速やかに全麵協本部に返還しなければならない。
- 2 認定審査員の審査が公平・公正でないと疑念が持たれる場合、及び受験者の個人情報や審査結果を漏らす行為があり、段位認定部からの要請に基づき理事会に諮って、認定審査員として不適任であると認められたとき。
- 3 認定審査員本人から辞任の申出があったとき。
- 4 地方審査員が更新手続きを行わなかったとき。ただし、海外赴任、病気入院等で更新手続きが行えない特別な事由がある場合は除く。

第7章 四段位、五段位認定会の経費負担

第22条 四段位、五段位認定会の経費負担

- 1 本規程第10条(1)に規定する四、五段位受験料は、全麵協本部の収入とする。
- 2 審査員等に対する交通費、宿泊費等は、全麵協本部が支給するものとする。
- 3 四段位、五段位認定会開催に際して現地に派遣され、認定会業務の任務に当たる本部スタッフの日当交通費、宿泊費等については、全麵協本部が国内旅費規程の定めるところにより支給するものとする。
- 4 主管支部は、四段位、五段位認定会開催前に必要経費概算見積書を、終了後には精算書を全麵協本部に提出するものとする。
- 5 全麵協本部は、四段位、五段位認定会の開催主管に対して必要経費を支給するものとする。開催主管が支出できる支出項目は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 会場費(会場借上げ費、会場設営費)
 - (2) 印刷費(認定会パンフレット、開催報告書)
 - (3) 会議費(印刷費、飲み物・茶菓子)
 - (4) 実行委員会費(要員の弁当代、お茶代)
 - (5) その他の経費については、全麵協本部と主管支部が事前に協議して決定するものとする。

第8章 補足

第23条 段位認定制度を補完する役職

段位認定制度を補完する役職として、次のものを置く。

- (1) 指導員一級(旧主席指導員)
- (2) 指導員二級(旧指定指導員)
- (3) 指導員三級(旧支部公認指導員)

第24条 指導員の任用

- 1 指導員一級は、指導員二級を3年度以上経験し、各支部から推薦され、そばに関する高い知識、

高度のそば打ち技術に習熟しており、かつ、人格的に他から尊敬され指導力に優れている者の中から指導普及部が推挙し、理事長が任用する。指導員一級は全麺協各支部に若干名配置するものとする。

- 2 指導員二級は五段位に認定されている者の中で指導員三級を3年度以上経験し、そばに関する高い知識及び技能を有し、かつ人格的にも他から尊敬され、そば打ち指導者として貢献できると認められる者の中から指導普及部が推挙し、理事長が任用する。
- 3 指導員三級は、四段位に認定され全麺協各支部が実施する「指導員任用講習会」の受講を修了し、各支部における活動実績等の審査を経て適任であると全麺協本部に上申された者を理事長が任用する。
- 4 各指導員は個人会員として納入基準金額を納付している者とする。
- 5 各指導員に任用された者は任用料5,000円を本部に納付しなければならない。
- 6 本規程改正前にすでに任用されている支部公認指導員、指定指導員、主席指導員はそのまま移行するものとする。

第25条 指導員任用講習会・指導員指導技術講習会の開催

- 1 支部は全麺協本部指導普及部と協議し、指導員任用講習会・指導員指導技術講習会を主催開催するものとする。
- 2 任用講習会・指導員指導技術講習会では、指導員の心構え及びそば打ち指導に必要な知識と技術について講習を行うが、講習の内容について支部は指導普及部と緊密に連携するものとする。

第26条 各指導員の任務

- 1 指導員一級
 - (1) 支部内におけるそば打ち技能の向上と伝統食としてのそばの普及に努めるものとする。
 - (2) 指導普及部及び支部長並びに当該支部内の全国審査員及び指導員二、三級と連携して、次の任務を遂行するものとする。
 - ア 全麺協の標準的なそばの打ち方の調査研究を行い「全麺協モデル」の確立
 - イ 所属支部内の全麺協正会員団体に対するそば打ち技術出張指導の実施計画の作成
 - ウ 全麺協本部と共同して支部が実施する地方審査員審査技術研修会における指導責任者
 - エ その他、全麺協本部が実施する諸事業へ参加
 - オ 全麺協研修センターにおいて指導方法、指導要領、道具の取り扱い方等についての研修を受け、共通した指導要領により支部内の指導員二、三級への伝達
 - カ 段位受験者の技術向上を図るため、指導員二級と協調して支部内で「そば打ち技術向上研修会」（三段位）を毎年度1回以上開催
 - キ 支部内会員の中で指導者が不在の団体に対して、指導員を派遣して出張授業を実施
- 2 指導員二級

指導普及部及び支部長と連携して、共通の認識のもと次の任務を遂行するものとする。

 - (1) 全麺協の標準的なそば打ちの技能を研修するための研修会における指導
 - (2) 全麺協認証そば道場における巡回そば打ち指導
 - (3) 全麺協正会員団体からのそば打ち指導要請に基づく出張指導
 - (4) 各支部が開催する地方審査員審査技術研修会における指導
 - (5) 全麺協研修センターで開催する各種研修会、講習会における指導
 - (6) その他全麺協本部が開催する研修会、講習会等における指導
 - (7) 指導普及部及び支部長と連携して、毎年度1回以上「全麺協そば打ち研修会」の開催
- 3 指導員三級

指導普及部及び支部長と連携して、共通の認識のもと次の任務を遂行するものとする。

 - (1) 支部主催の三段位受験者を対象とした所属支部内で開催される「そば打ち技術向上研修会（三

段位) 」における講師

- (2) 正会員団体からの要請に基づき支部が派遣する指導員として出張授業の講師
- (3) 全麵協そば道段位認定制度を支えるリーダーとして地域におけるそば道の普及
- (4) 指導員は指導力を向上させるため自己研鑽に努め、指導力向上を目的とした支部主催の指導員指導技術研修会への参加

第27条 指導員の任期

- 1 指導員の任期は3年度とし、再任用を希望する場合は、その時点で更新の手続きをしなければならない。
- 2 前項による更新手続きをする場合は、再度研鑽状況や活動状況等についての書類審査を受けるものとする。
- 3 前項による更新手続きをする場合は、更新手数料5,000円を本部に納入しなければならない。
- 4 更新に関わる業務は、本部と連絡を密にして支部が担当するものとする。

第28条 指導員の任務遂行に伴う必要経費

- 1 指導員の任務遂行に伴う必要経費は、原則として当該支部の負担とする。
- 2 第25条の任用講習会並びに前項に定める研修会等における経費は、基本的には参加者からの受講料等で賄い、不足分については原則として当該支部の負担とする。

第29条 全麵協認証そば打ち道場等の開設

- 1 全麵協本部は全麵協正会員から申請があったときは、そば打ち技術・知識の普及を図るために認証道場の開設を承認し、これを運営させることができるものとする。
- 2 全麵協本部は、段位認定事業を推進するために全麵協研修センターを設置する。
- 3 第1項の認証道場の開設手続き、運用に関する事項は別に定める。

第30条 疑義の解決

本規程に疑義が生じたときは、段位認定部で検討して解決するものとする。ただし、重要な事項については理事会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱、規程、細則及び要項は廃止する。
 - (1) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度基本要綱
 - (2) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度審査基準規程
 - (3) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度認定審査員規程
 - (4) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度全国認定会実施細則
 - (5) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度段位認定審査員選考委員会設置規程
 - (6) 一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度「六段位」「七段位」「八段位」認定制度運用要項

要 項

附 則

この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和5年度の段位認定会から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月17日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

附 則

この規程は、令和6年3月9日から施行し、令和6年度の事業から適用する。